

令和 7 年 10 月 20 日

会員各位

コードオブプラクティス（COP）委員会

「GE薬協コード・オブ・プラクティス」の改定について

COP 委員会では「GE薬協コード・オブ・プラクティス（以下、「GE薬協コード」という。）」の改定版を作成しましたのでご連絡いたします。

【改定経緯】

現行のGE薬協コードは 2023 年4月に作成したものであり、今回の改定では、国際的な倫理基準であるWHO倫理基準およびIFPMAコード・オブ・プラクティスや医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインとの整合性を担保するためにプロモーションの定義を見直し、それに伴い記載整備を行いました。

【改定内容・ポイント】

コード・オブ・プラクティスにおけるプロモーションの定義から「いわゆる『販売促進』ではなく」との文言を削除し、「医療関係者に医薬情報を提供・収集・伝達し、それらに基づき医療用医薬品の適正な使用と普及を図ること」に改めました。これに加えて、「会員会社が実施する医療関係者の処方判断に影響を与える可能性のあるすべての行為を含む」を追記しました。これは、製薬企業のMR以外の従業員がプロモーションの定義に該当することの意味を強めた内容で、さらに、「影響を与える可能性のあるすべての行為」を明記することで、プロモーションの範囲を「幅広い活動」として定義しました。

また、今回の改定でプロモーションの主体がMRに限定されないことが明確になったことを踏まえて、医療用医薬品プロモーションコードの文言も修正しました。これまで「MRの行動基準」としていた標題を、「プロモーション活動の基本」に改め、「会員会社の役員・従業員が行うプロモーション活動・・・」としました。

会員各社におかれましては準備期間を考慮し、令和 8 年 3 月までに自社のコードに反映していただくよう、何卒よろしくお願いいたします。

以上